

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員退職金の功績倍率

Q：役員に支給する退職金は功績倍率により算定されることが多いと聞きました。どのような方法なのでしょう。

A：役員に支給される退職給与については、原則として損金に算入されますが、一定の事業年度において損金経理をしなかった金額及び損金経理により支出されたもののうち不相当に高額な部分の金額は、損金に算入されないことになっています。

この場合の役員に対する退職給与が不相当に高額なものかどうかは、具体的には、その役員の業務従事期間、退職の事情、同業種類似規模会社の役員退職給与の支給状況等からみて相当と認められるかどうかにより判定します。しかし、この相当額を算定することが非常に困難であり、一体いくら位支給したらよいか迷うところです。実務上、役員退職金の算定方法としては、功績倍率法により算定されることが多いようです。

功績倍率法とは、最終月額報酬×勤続年数×功績倍率により計算した金額を退職金額とする方法です。

ここでいう功績倍率とは、同業種類似規模会社の役員退職金の支給状況を調査し、その支給金額が、役員月額報酬×勤続年数の積に対してどれ位の倍数になっているかを計算したものです。

また、功績倍率法以外として、同業種類似規模会社の1年当たりの平均退職金額に勤続年数を乗じた金額を退職金額とする、1年当たりの平均退職給与額法もあります。

